

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成17年6月23日(2005.6.23)

【公表番号】特表2004-514614(P2004-514614A)

【公表日】平成16年5月20日(2004.5.20)

【年通号数】公開・登録公報2004-019

【出願番号】特願2002-545999(P2002-545999)

【国際特許分類第7版】

B 6 5 D 41/18

【F I】

B 6 5 D 41/18

【手続補正書】

【提出日】平成15年9月11日(2003.9.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

頂面(5)に引き裂きリング(2)と開口部とを含む頂面において引き裂き閉止部材から成る開き手段を備えた飲料缶のための飲み口兼注出装置であって、

当該装置を缶(1)上へスナップ装着するために缶(1)の頂面(5)の上部外周を実質的に取り囲むリムフランジ(4)を備えたカバー(3)と、

このカバー(3)にある孔(6)とを含む装置において、

前記装置が、前記孔部分を覆う飲み口(7)と、前記缶(1)の上で前記開き手段の前記引き裂きリング(2)を取り囲むシール用フランジ(8)とを含み、

前記リムフランジ(4)が、前記装置を廻すことによって前記缶(1)の前記開口部から前記孔(6)の位置を変えるために前記頂面周辺上を摺ることができることを特徴とする装置。

【請求項2】

該引き裂きリング(2)を容れる上向きに突出する窪み(9)が設けてある請求項1に記載の飲み口兼注ぎ装置。

【請求項3】

該飲み口(7)は該孔(6)の外部に沿って該孔(6)の外側の部分を包囲している請求項1または2に記載の飲み口兼注ぎ装置。

【請求項4】

保護用のフランジ拡張部(10)が飲み口(7)に直ぐ隣接して該リムフランジ(4)上に設けてある上記請求項のいずれか一項に記載の飲み口兼注ぎ装置。

【請求項5】

当該装置は單一片から作られている上記請求項のいずれか一項に記載の飲み口兼注ぎ装置。

【請求項6】

当該装置は生物学的に不活性のポリマー材内に成形されている上記請求項のいずれか一項に記載の飲み口兼注ぎ装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

シール用フランジ8により、これらの析出物と飲料との接触が防止され、その結果、析出物がコップへと洗い出されることが防止される。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

カバー3には、リムフランジ4の内側に窪んだ環状周辺部11を備えることができる。これにより、飲み口の外側上に流れる飲料の滴が集められ、その結果、例えば、缶の中身が空になった後で缶が置かれるテーブル上に、輪状の痕跡が残らないようにできる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

第2実施形態において、当該装置には、図6に示されたような幅広のリムフランジ4を具備できる。これ以外については、当該装置は第1実施形態で記載されたものと同じ特徴、すなわち、シール用フランジ8、飲み口7、および孔6等を具備することも可能である。幅広のリムフランジ4は缶に対してグリップ性をより良くする。